

# エコポイント対象住宅証明・住宅エコポイントの発行等申請に係る手続きフロー（イメージ）

	証明書類	発行機関
新	①住宅性能評価書（※1）	登録住宅性能評価機関
	②長期優良住宅認定通知書	所管行政庁
	③長期優良住宅適合証	登録住宅性能評価機関
	④省エネラベリング住宅事業主基準に係る適合証	登録建築物調査機関
	⑤フラット 35S 適合証明書（※1）	適合証明機関
築	⑥エコポイント対象住宅証明書	1)省エネ基準
		2)住宅事業建築主基準
		3)エコポイント対象住宅基準

申請書+証明書類（写）+添付書類（※2）（無料）

（財）岩手県建築住宅センターが行っている業務（有料）

- （※1） 省エネ等級4を取得しているものに限りです  
 （※2） ①工事施行者が発行する工事証明書（工事施行者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合））工事期間、工事内容等  
 ②工事施行者若しくは販売事業者が発行する領収書（写）又は契約書（写し）  
 ③確認済証（写）  
 ④検査済証（写）又は竣工写真（全景1枚）  
 ⑤申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）  
 ⑥代理申請の場合、代理人の本人確認書類（同上）

申請書+添付書類（※3）

（無料）

- （※3） ①卸業者等が発行する納品書又は吹込み工事施工者が発行する施工証明書（製品型番、使用量が付されたもの）  
 ②メーカーが発行する製品の性能証明書（製品型番、製品番号及び大きさが付されたもの）  
 ③工事施行者が発行する工事証明書（工事施行者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合））工事期間、工事内容等  
 ④工事施行者が発行する領収書（写）  
 ⑤工事現場写真（工事後に窓ごとに撮影）  
 ⑥申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）  
 ⑦代理申請の場合、代理人の本人確認書類（同上）  
 注）改修する工事によって、添付書類が異なります。詳しくはHP「国土交通省住宅版エコポイント制度概要」をご覧ください。

エコリフォーム

商品交換等

エコポイント発行

住宅エコポイント事務局

受付窓口（財）岩手県建築住宅センター）他

※ 具体的な商品・サービスについては、HP 住宅エコポイント事務局→住宅エコポイント→ポイント交換をご覧ください